

(仮称) 上槇山出ウィンドファーム事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 8 年 1 月

株式会社 G F

目 次

| | |
|--|---|
| 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧..... | 1 |
| 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧..... | 1 |
| (1) 公告の日..... | 1 |
| (2) 公告の方法..... | 1 |
| (3) 縦覧場所..... | 2 |
| (4) 縦覧期間..... | 2 |
| (5) 縦覧者数..... | 2 |
| 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催..... | 3 |
| (1) 公告の日及び公告方法..... | 3 |
| (2) 開催日時、開催場所及び来場者数..... | 3 |
| 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握..... | 4 |
| (1) 意見書の提出期間..... | 4 |
| (2) 意見書の提出方法..... | 4 |
| (3) 意見書の提出状況..... | 4 |
| 第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解.. | 5 |

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月の間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年11月7日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和7年11月7日（金）付けの下記の新聞紙面に「公告」を掲載した。

・愛媛新聞

② 県報による公告（別紙2参照）

令和7年11月7日（金）付けの下記の県報に「公告」を掲載した。

・愛媛県報

③ インターネットによるお知らせ（別紙3参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・当社のホームページ
- ・宇和島市ホームページ
- ・愛南町ホームページ

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎4か所及びインターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課
- ・宇和島市役所 生活環境課
- ・宇和島市 津島支所
- ・愛南町役場 環境衛生課

② インターネットの利用による縦覧

- ・当社のウェブサイト

<https://gfcorp.jp/archives/category/news>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和7年11月7日（金）から令和7年12月8日（月）まで

※意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日（火）まで延長

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は0名であった。

| | |
|------------------------------|----|
| （内訳）愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課 | 0名 |
| 宇和島市役所 生活環境課 | 0名 |
| 宇和島市 津島支所 | 0名 |
| 愛南町役場 環境衛生課 | 0名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1及び別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

会場1

- ・開催日時：令和7年11月22日（土）14時00分から
- ・開催場所：上楨集会所
(愛媛県宇和島市津島町下畑地乙735番地4)
- ・来場者数：12名

会場2

- ・開催日時：令和7年11月23日（日）10時00分から
- ・開催場所：山出集会所
(愛媛県南宇和郡愛南町緑丙212番地)
- ・来場者数：9名

会場3

- ・開催日時：令和7年11月23日（日）14時00分から
- ・開催場所：御楨地区自然休養村管理センター
(愛媛県宇和島市津島町御内809番地)
- ・来場者数：9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙4、別紙5参照)

(1) 意見書の提出期間

令和7年11月7日(金)から令和7年12月23日(火)まで

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、意見総数は11件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は2通11件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 1 | ①9page 既存の道路と50mの距離で平行に2.5kmの距離で設置予定ですが、風水害や故障時に倒壊や部品の飛散リスクがありますので、事故のない体制をこうじてください。 | 過去に、他の風力発電事業者の発電所で風力発電機の倒壊や部品の飛散や落下の事故もありました。本事業では、過去の事象事例の原因を踏まえ、十分な安全対策を講じてまいります。 |
| 2 | ②26page 山頂部に基礎の深さ22mの掘削を行います。撤去時にその後が山崩れや崩壊の起点となりますので、予防対策をして工事を実施してください。 | 風力発電機の基礎には、直接基礎と杭基礎の2種類があります。25及び26ページには、参考例として風力発電機基礎の図面を載せさせていただきました。 風力発電機基礎については、地盤の不安定化を避けるため、撤去せずに存置する予定です。 |
| 3 | ③28page b. 緑化に伴う修景計画がありますが種の散布だけではなく、木々の伐採量と同量の植林をし現況復帰計画を設計時より実施してください。 20年後に今以上の森林・緑地となるよう、計画してください。 | 樹木の伐採等の改変は必要最小限となるような計画とすることを前提といたします。その上で、緑化に伴う修景計画にあたっての植林の実施については、専門家や関係団体、用地管理者と協議・検討いたします。 |
| 4 | ④65, 68page 貴重な猛禽類の生息地であり鳥類の渡りのルート上にあります。ブレードの先端は時速200kmを超えます。バードストライクが起こらないよう回転を制御してください。 | 今後の現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類の渡りの状況を把握してまいります。ブレード等への接触の可能性に関しては、現地調査結果をもとに年間予測衝突数を算出する等して予測評価を行い、専門家のご意見等も踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。 |
| 5 | ⑤122page 愛媛マルゴト自転車道、愛南さんさん輪道に20m位の近接した場所もあります。①と重なりますが人身事故のないよう対策してください。 | 工事期間中は、工事関係車両の安全走行はもちろんのこと、サイクリストや歩行者をみかけた際の減速を徹底する等の措置を行うとともに、風力発電機の稼働後も適切なメンテナンスや安全対策を行い、利用者の安全確保に努めてまいります。 |
| 6 | ⑥135, 179page 下流に水源があります。発電機の土台部分にあるかごでは台風などの雨の時、十分な保水になりません。181pageにあるように危険区域内に設置予定ですが土砂崩れや濁流とならない対策はありますか？ ⑦188page 危険地域なので、稼働後が大切です。水質の観察を追加し災害とならないようにしてください。 以上です | 環境影響評価手続きで取り扱う水質に関する影響は通常の雨量を対象としており、環境影響の低減を目的としております。一方、豪雨時は災害の抑制が最優先の目的となり、土砂災害を含め環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。 |

(意見書 2)

| No. | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----|---|--|
| 7 | <p>土砂災害の恐れ、森林の保水力低下による水害の恐れがあることから本事業の撤回を求めます。</p> <p>■土砂災害防止タイプの森林</p> <p>風車ヤード及びそれらを結ぶ道路を造成するために伐採される森林は国有林であり、土砂災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）の森林です。該当する林分を施業実施計画図 2) から抜粋します。</p> <p>山地災害防止タイプの森林（土砂流出・崩壊防備エリア）は「土砂の流出、崩壊等による山地災害による人命・施設の被害の防備を目的」[1]の p. 2]として整備されています。「管理経営の指針」から抜粋します。</p> <p>(1)管理経営の基本的な考え方及び整備の目標</p> <p>根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。</p> <p>以上で引用は終わりです。上の表の林分はこのような目標のもと天然林に誘導するような施業が求められており、本事業計画のように幅広に帯状に伐採されるべきではありません。母樹として残すべきものです。</p> <p>1)管理経営の指針 四国森林管理局 令和4年3月 https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/attach/pdf/shinrinkeikaku_001-17.pdf</p> <p>2)第6次国有林野施業実施計画図 南予3-1 https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/attach/pdf/forest_drawing-1191.pdf</p> | <p>本事業では樹木の伐採は必要最小限となるような計画といたします。また、土砂災害については環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。</p> |
| 8 | <p>■山地災害危険地区</p> <p>山出川の源頭部である小西谷の山腹（国有林 3088 林班）は広く崩壊土砂流出危険地区です。この谷の最上部の稜線に風車が並ぶ予定です [方法書 図 3.2-15]。この稜線の樹木を伐採し大規模に土地を改変すれば土砂災害を引き起こす恐れがあります。危険ですからやめてください。</p> | <p>本事業では樹木の伐採や土地の改変は必要最小限となるような計画といたします。また、土砂災害については環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。</p> |
| 9 | <p>■谷埋め盛土</p> <p>残土を処分する場合、谷筋を埋めて土捨場を作るとは絶対にやめてください。谷地形は、地下水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。それらの設備は地</p> | <p>今後の工事計画等の検討においては、切土量、盛土量、残土量等について考慮し、事業の実施による環境への影響を可能な限り低減できる計画を策定してまいります。なお、対象事業実施区域内に新規の残土処分場を設置する場合は、現地調査の結果を踏まえ、盛土規制法等の関係法令に従い、検討を行ってまいります。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>震、豪雨のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思えます。しかし、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでしょうか。大規模な谷埋め盛土が少しずつ侵食されていく様子はとても不気味なものです³⁾。さらに、これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。道路は林業との共用を考えるにしても、土捨場は施業上必要な設備とは言いがたく、ゆくゆくその維持管理は林業にとって重い負担になると考えます。</p> <p>3) 倒木・えぐれた斜面... 海堀正博広島大防災・減災研究センター長「盛り土全体 早く調査を」(中国新聞) (https://youtu.be/KCkY9i-wktl?si=fS-rmDainmRpabnz)</p> | |
| 10 | <p>■水源涵養保安林</p> <p>風車が並ぶ稜線の北側の森林は水源涵養保安林に指定されています [図 3.2-13]。近年激甚化する豪雨災害を考えれば、「流域治水」の要として保残するべき林分です。この稜線の樹木を伐採し大規模に土地を改変すれば保水力が低下します。やめてください。</p> | <p>本事業では樹木の伐採は必要最小限となるような計画といたします。また、保安林における開発については環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害防止」、「水害防止」、「水の確保」、「環境保全」について審査がありますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。</p> |
| 11 | <p>■景観</p> <p>対象事業実施区域の周辺に住む人々にとっては、故郷の山に風車が立ち並び、景観が一変することになります。日常的な視点場として眺望点を決める場合、住民にアンケートを取るなどして、その地区から最も風車がよく見える場所を選んでください。他事業の環境影響評価図書において、景観の調査結果として「植生に阻まれて視認できない」とか「建物に阻まれて視認できない」といった評価がなされている場合でも、実際には少し離れた別の場所から見ると、植生や建物に邪魔されることなく視認できる場合が散見されます。そのようなことがないようにしてください。</p> <p>風車が稜線に配置される場合は、垂直視野角を用いた評価は実際の見え方を過小評価するものです。風車の場合、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的効果、風車群のクラスターとしての視覚的効果が支配的です。仰角及び水平視野角を考慮して評価してください。</p> <p>以上</p> | <p>今後とも住民説明会や縦覧を通じて意見聴取に努めてまいります。また、調査及び予測にあたっては、対象事業実施区域の周囲において風力発電機がよく見える場所から実施いたします。</p> <p>ご意見いただきました仰角については、山の上に風力発電機が建つような場合、山の高さ合わせた高さという角度となりますが、山による圧迫感は事業により生じるものとは言い難いため、事業による影響を評価するために、一般的な予測・評価手法である風力発電機の垂直視野角を用いた評価をすることとしております。また、水平視野角については複数の建造物の群としての広がり进行评估する知見や指標は存在しないため、評価は難しいと考えておりますが、風力発電機群の広がりや水平視野について、どの程度となるか、客観的な予測を行います。また、この他、将来の風力発電機のフォトモンタージュを作成することによる予測・評価も行うこととしております。</p> |

○日刊新聞紙における公告

愛媛新聞（令和7年11月7日（金）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)上榎山出ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 株式会社GF

代表者の氏名 代表取締役 藤崎 耕治

事務所の所在地 徳島県阿南市黒津地町山下五番地一

二、事業の名称 (仮称)上榎山出ウインドファーム事業

種類 風力発電所設置事業(陸上)

規模 発電設備出力:最大四万六千二百キロワット(基数:最大十一基)

連系点で四万三千キロワットに出力抑制

三、対象事業実施区域 愛媛県宇和島市及び愛南町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 愛媛県宇和島市及び愛南町

五、縦覧の場所・時間 愛媛県環境・ゼロカーボン推進課、宇和島市役所

生活環境課、宇和島市津島支所、愛南町役場 環境衛生課

※いずれも、土・日・祝日を除く午前九時～午後五時まで

電子縦覧 <https://gforc.jp/archives/category/news>

期間 令和七年十一月七日(金)から令和七年十二月八日(月)まで

なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和七年十二月

二十三日(火)まで縦覧期間を延長いたします。

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から

のご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を

ご記入のうえ、令和七年十二月二十三日(火)までに縦覧場所に備え

付けておきます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ

ご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、上榎集会所(宇和島市津島町下畑地乙七三五番地四)

令和七年十一月二十二日(土)午後二時から

二、山出集会所(南宇和郡愛南町緑丙二二二番地)

令和七年十一月二十三日(日)午前十時から

三、御榎地区自然休養村管理センター

(宇和島市津島町御内八〇九番地)

令和七年十一月二十三日(日)午後二時から

八、問い合わせ先

〒七九八・〇〇三六 愛媛県宇和島市天神町八番地二三

株式会社GF 宇和島事務所 担当: 静(しずか)

電話 〇八〇・二九八五・八六八三

○県報における公告

愛媛県報（令和7年11月7日（金）付）①

| 令和7年11月7日 | 愛 媛 県 報 | 第660号 |
|---|--|-------|
| <p>令和8年3月31日（火）</p> <p>(5) 納入場所 愛媛県松山市春日町83番地 愛媛県立中央病院</p> <p>(6) 入札方法 ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。 イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。 また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。 (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。 (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790-0012 愛媛県松山市淡町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F 電話番号 (089)912-1000 内線4623 又は (089)912-2794 (2) 入札書の受領期限 12月16日（火）午前9時から同月18日（木）午後1時29分まで (3) 入札説明書の交付方法 愛媛県ホームページ（https://www.pref.ehime.jp/）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。 (4) 開札の日時及び場所 令和7年12月18日（木）午後1時30分 愛媛県松山市淡町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル5F 会議室</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金</p> | <p>愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛規則第18号）第135条から第137条までの規定による。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき12月1日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。 なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であつて、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(7) その他 ア 入札書の提出方法 電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。 紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。 イ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Open Incubator, 15 set (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 18 December 2025 (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan. TEL 089-912-2794</p> <hr/> <p style="text-align: center;">雑 報</p> <hr/> <p>○公 告 環境影響評価方法書について 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。 また、同法第7条の2第2項の規定により、方法書説明会を開催することとしたので、併せて公告します。 なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。 令和7年11月7日</p> | |

愛媛県報（令和7年11月7日（金）付）②

| 令和7年11月7日 | 愛 媛 県 報 | 第660号 |
|---|---|-------|
| <p style="text-align: center;">株式会社G F 代表取締役 藤 崎 耕 治</p> <p>1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(1) 名 称 株式会社G F (2) 代表者 代表取締役 藤崎 耕治 (3) 所在地 徳島県南宇和島市津島町山下5番地1</p> <p>2 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(1) 名 称 (仮称) 上横山出ウインドファーム事業 (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業(陸上) (3) 規 模 総出力 最大46,200キロワット (進系点で43,000キロワットに出力抑制)</p> <p>3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県宇和島市及び愛南町</p> <p>4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 愛媛県宇和島市及び愛南町</p> <p>5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(1) 縦覧場所 愛媛県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課(愛媛県松山市一番町4丁目2番(NTT愛媛ビル2棟4階)) 宇和島市役所 生活環境課(愛媛県宇和島市曙町1番地) 宇和島市津島支所(宇和島市津島町岩松甲471番地) 愛南町役場 環境衛生課(愛媛県南宇和郡愛南町城辺2420番地)</p> <p>(2) 縦覧期間 令和7年11月7日(金)から令和7年12月8日(月)まで(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く) なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日(火)まで縦覧期間を延長いたします。</p> <p>(3) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる) なお、方法書の電子版は弊社(株式会社G F)ホームページ(https://gfcorp.jp/archives/category/news)において、令和7年11月7日(金)から令和7年12月23日(火)まで閲覧いただけます。</p> <p>6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項</p> <p>(1) 提出期限 令和7年12月23日(火)まで (2) 提出先 〒798-0036 愛媛県宇和島市天神町8番地23 株式会社G F 宇和島事務所 静 宛 電話 080-2085-8683 (3) 提出方法 郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による (4) 意見書に記載すべき事項 ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称 ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)</p> | <p>7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和7年11月22日(土)午後2時より 場所 上横集会所(愛媛県宇和島市津島町下畑地乙735番地4)</p> <p>(2) 日時 令和7年11月23日(日)午前10時より 場所 山出集会所(愛媛県南宇和郡愛南町緑丙212番地)</p> <p>(3) 日時 令和7年11月23日(日)午後2時より 場所 御嶺地区自然休養村管理センター(愛媛県宇和島市津島町御内809番地)</p> | |
| 令和7年11月7日 発行 | 905 | |

○インターネットによるお知らせ

・当社ホームページ掲載内容①

「(仮称)上楨山出ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

2025.11.07

1. 縦覧期間および縦覧場所

期間：

令和7年11月7日(金)～令和7年12月8日(月)

(土日・祝日を除く午前9時～午後5時)

なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日

(火)まで縦覧期間を延長いたします。

縦覧場所：

- 愛媛県 環境・ゼロカーボン推進課
- 宇和島市役所 生活環境課
- 宇和島市津島支所
- 愛南町役場 環境衛生課

・当社ホームページ掲載内容②

2. 閲覧者の記入について

上記の閲覧場所で環境影響評価方法書をご覧になられた方は、ご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、投函をお願いいたします。

3. 意見書の提出について

環境保全の見地から、本事業に関するご意見をお持ちの方は、以下の方法でご提出下さい。

提出方法：

1. 縦覧場所に意見書を直接投函
2. または、下記宛先までご郵送ください。

(メールの受付は行っておりません)

・当社ホームページ掲載内容③

受付期間：

令和7年11月7日(金)～令和7年12月23日(火)

※郵送の場合は令和7年12月23日(火)消印有効

郵送先：

宛先:〒798-0036

愛媛県宇和島市天神町8番地 23

株式会社GF 宇和島事務所 静宛

記載事項：

1. 住所・氏名

・ 当社ホームページ掲載内容④

(法人・団体の場合：名称、代表者氏名、主たる事務所所在地)

1. 環境保全の見地からのご意見（理由を含めご意見を日本語でご記入ください）

4. お問い合わせ先

株式会社GF 宇和島事務所

担当：静(しずか)

電話：080-2985-8683

(仮称)上横山出ウィンドファーム 環境アセスメントの状況は
こちらから

- ・ 当社ホームページ掲載内容⑤



(仮称) 上横山出ウィンドファーム

風力発電事業に係る環境影響評価手続き

【環境影響評価方法書】

- お知らせ
- 表紙と目次
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 資料編

ご意見記入用紙（投函・郵送用）

・宇和島市ホームページ①

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [生活・暮らし](#) > [自然・環境・公園](#) > [エネルギー](#) > > (仮称) 上楨山出ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者の方へ](#) > [自然・環境 事業者](#) > [エネルギー](#) > > (仮称) 上楨山出ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) 上楨山出ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について



記事ID : 0121748 更新日 : 2025年11月7日更新

標記事業について、以下のとおり図書の縦覧を行っています。

縦覧

縦覧図書

環境影響評価方法書

事業名称

(仮称) 上楨山出ウィンドファーム事業

実施事業者



・宇和島市ホームページ②

株式会社GF

代表取締役 藤崎 耕治

徳島県阿南市黒津地町山下5番地1

対象事業の種類

風力（陸上）

対象事業の規模

発電設備出力 最大で46,200kW（連系点で43,000kWに出力抑制）

事業実施想定区域

宇和島市及び南宇和郡愛南町の行政界周辺

関係地域の範囲

宇和島市、南宇和郡愛南町

縦覧期間

令和7年11月7日（金）から令和7年12月8日（月）

いずれも土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

※ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日（火）まで縦覧期間を延長いたします。

・宇和島市ホームページ③

なお、電子縦覧については、次のウェブページにて縦覧期間中にご覧いただけます。

<https://gfcorp.jp/archives/category/news>

縦覧場所

| 縦覧場所 | | 住所 |
|------|------------------|-----------------------------|
| 愛媛県 | 愛媛県 環境・ゼロカーボン推進課 | 松山市一番町4丁目2番（N T T 愛媛ビル2棟4階） |
| 宇和島市 | 宇和島市役所 生活環境課 | 宇和島市曙町1番地 |
| | 宇和島市役所 津島支所 | 宇和島市津島町岩松甲471番地 |
| 愛南町 | 愛南町役場 環境衛生課 | 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 |

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和7年12月23日（火）までに、下記のお問合せ先へご郵送ください（当日消印有効）

お問合せ先

〒798-0036 宇和島市天神町8番地23

株式会社G F 宇和島事務所 担当 静（しずか）

電話：080-2985-8683

・愛南町ホームページ①

ともにあゆみ育て創造するまち



(仮称)上楨山出ウインドファーム事業に係る「環境影響評価方法書」の縦覧についてお知らせします

2025年11月07日更新

「(仮称)上楨山出ウインドファーム事業」に係る環境影響評価方法書の提出がありましたので、環境影響評価法第16条の規定に基づき、方法書の提出があった旨等を公告するとともに、方法書および要約書の縦覧を行います。

事業者の名称：株式会社GF

代表者の氏名：代表取締役 藤崎 耕治

対象事業の名称：(仮称)上楨山出ウインドファーム事業

対象事業の種類：風力（陸上）

対象事業の規模：発電設備出力 最大で46,200kW（連系点で43,000kWに出力抑制）

事業実施想定区域：愛媛県宇和島市および南宇和郡愛南町の行政界周辺

関係地域の範囲：愛媛県宇和島市、愛南町

縦覧の場所

愛媛県：愛媛県環境・ゼロカーボン推進課（愛媛県松山市一番町4-2NTT愛媛ビル2棟4階）

宇和島市：宇和島市生活環境課（愛媛県宇和島市曙町1番地）

宇和島市津島支所（愛媛県宇和島市津島町岩松甲471番地）

愛南町：愛南町役場 環境衛生課（愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地）

縦覧期間および時間

令和7年11月7日（金曜日）から令和7年12月23日（火曜日）まで

（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時）

なお、電子縦覧については、縦覧期間中に以下のウェブページからご覧いただけます。

（電子縦覧：<https://gfcorp.jp/archives/category/news>）

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてある意見書箱にご投函いただくか、令和7年12月23日（火曜日）までに、下記の問い合わせ先にご郵送ください（当日消印有効）。

問い合わせ先

〒798-0036

愛媛県宇和島市天神町8番地23

株式会社GF 宇和島事務所 担当 静（しずか）

電話：080-2985-8683

- ・愛南町ホームページ②

| |
|--|
| <p>このページの情報発信元</p> |
| <p>担当部署：環境衛生課 愛南町城辺甲2420番地 電話番号：0895-72-7316</p> |
| <p>メールでのお問い合わせ</p> |

○お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称) 上横山出ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

1. 縦覧期間と縦覧場所

日時：令和7年11月7日（金）から令和7年12月8日（月）まで
（縦覧時間はいずれも、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日（火）まで縦覧期間を延長いたします。

場所：愛媛県 環境・ゼロカーボン推進課
宇和島市役所 生活環境課
宇和島市津島支所
愛南町役場 環境衛生課

2. 閲覧用紙の記入

上記場所にて環境影響評価方法書をご覧になられた方は恐れ入りますが、ご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) 上横山出ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記の宛先までご郵送をお願いいたします。

※ 恐れ入りますが、メールでの意見書の受付はいたしておりません。

受付期間 令和7年11月7日（金）から令和7年12月23日（火）まで
※郵送の場合は令和7年12月23日（火）消印有効

郵送の場合

宛先：〒798-0036
愛媛県宇和島市天神町8番地23
株式会社GF 宇和島事務所 静 宛

○記載事項

- ①住所・氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

4. お問い合わせ先

株式会社GF 宇和島事務所
担 当：静（しずか）
電 話：080-2985-8683

